平成26年度　高知県環境審議会　議事録

日時：平成27年2月5日（木）　13:10～15:30
場所：高知会館2階「白鳳」

出席者委員：アウテンボーガルト委員、石川委員（会長）、一色委員、岩神委員、内田委員（副会長）、大﨑委員、岡村委員、康委員、黒田委員、島内委員、武内委員、多々良委員、西村委員、細川委員
松田委員、矢野委員、山中委員、横川委員、依光委員

事　務　局：林業振興・環境部長、林業振興・環境副部長、林業環境政策課長、新エネルギー推進課長、環境共生課長、環境対策課長、木材増産推進課長、木材産業課長ほか関係課

司会（林業環境政策課　課長補佐）

それでは定刻になりましたので、ただ今から「平成２６年度高知県環境審議会」を開催いたします。

本日司会を務めさせていただきます林業環境政策課の井澤と申します。

よろしくお願いいたします。

本日の会議は、審議会の委員２３名のうち、現在１９名の委員にご出席をいただいておりますので、審議会条例第６条によりまして、本会議が成立することを、まずご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして、林業振興・環境部長の大野からご挨拶を申し上げます。

林業振興・環境部長

みなさま、こんにちは。林業振興・環境部長の大野でございます。

本日は、環境審議会の開催、ご多用中のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素は本県の環境行政につきまして何かとご協力を賜っておりますことを、この場をお借りしましてお礼申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、この環境審議会は、環境基本法と自然環境保全法に規定されました合議制の必置機関でございます。県の条例に基づきまして、高知県内の生活環境や自然環境といった環境全般に関する重要事項等について調査、審議をする非常に重要な審議会でございます。

本日の議事でございますが、報告事項といたしまして、各部会におけるこれまでの審議経過や結果などを、ご報告いただく予定でございます。

また、平成２３年度からの５ヶ年間を期間とする第三次の環境基本計画の現時点での取り組み状況と成果について、所管する担当課からご説明をさせていただきますほか、第四次の環境基本計画や廃棄物処理計画、鳥獣保護計画等の策定の諮問についてご説明することとしておりますので、各委員の皆様方には、是非、忌憚のないご意見を賜りたいと思います。

次に、この場をお借りしまして、県の取組を３点、ご紹介させていただきます。

まず、一つ目は、環境基本計画の中で地球温暖化対策の一つとして位置づけられております、「再生可能エネルギー導入についての支援」でございます。

全国一の森林率を誇る豊富な森林資源を持つ本県にとりまして、先人が築き上げたこの資源を大きな強みとして活かしてくことは、本県の産業振興や県民生活の向上につながっていくとともに地球温暖化防止に寄与することができると考えています。

このため、これまでは利用しにくいとされていた低質材を大量に使用する木質バイオマス発電所の建設に向けての支援を行ってまいりましたが、ようやく高知市と宿毛市の２箇所において発電所が整備され、運転が始まったところです。

また全国トップクラスの日照時間を活かして県、地元市町村、民間企業の官民共同で発電事業に取り組む「こうち型地域還流再エネ事業」につきましては、平成２４年度から取り組んできましたが、これまで県内６市町村において、合計約１０メガワットの太陽光発電事業を展開しています。

このほか県の公営企業局では土佐町において小水力発電所の建設計画を進めているほか、新たな分野として洋上風力の導入検討を関係者とともに実施しております。

このように本県の恵まれた自然条件を十分活かして再生可能エネルギーを導入することで地球温暖化対策に取り組むとともに、県内関連産業の活性化や雇用の創出にもつなげてまいりたいと考えています。

2 点目は災害廃棄物の処理への取組でございます

「南海トラフ地震」は今後 30 年以内に 70%以上の確率で発生されるとされております。その中で最大規模の地震が発生した場合、本県の災害廃棄物は、先の東日本大震災の東北 3 県で生じました、2,800 万トンを上回る 3,200 万トンが発生するとされており、これまでの常識を遙かに超える数字が予測されております。

このため県では、災害廃棄物対策にとり組む第一歩として、災害廃棄物の発生から処理完了までの基本的な考え方と方策、具体的な処理の流れをまとめた「高知県災害廃棄物処理計画」を昨年１１月に策定したところでございます。

平成 23 年 3 月に発生しました東日本大震災は、多くの人々の尊い生命、大切な財産を奪うとともに、広範囲にわたる膨大な災害廃棄物の発生し、人々の生活基盤の復旧や復興に大きな障害となりました。緊急時の廃棄物処理は、被害が発生してからではなく、防災的観点から事前に可能な限り対策を講じておくことが必要であり、今回の計画では県の重要な役割である関係者間の事前調整等の必要な基本的事項を示しておりますが、発災後、速やかに処理に着手できる準備として、県においてより具体的な取組内容等を盛り込んだ「実施計画」や、「市町村用の計画のひながた」を別途作成し、市町村に対しても具体的な処理方法・手順を示す災害廃棄物処理計画の作成を積極的に働きかけているところでございます。

３点目としましては、昨年の当審議会で答申をいただきました「生物多様性こうち戦略」についてでございます。

今年度より、戦略に掲げました行動計画に基づきまして、関係部局と共に取組んでいるところです。「生物多様性」という言葉自体がまだまだ県民の皆さまに浸透しているとは言い難い状況ですので、普及啓発に重点を置きまして、キックオフ・フォーラムや写真展、ワークショップといった催しを通じて、生物多様性の保全意識を高める啓発活動を行っているところでございます。

最後になりますが、第三次の環境基本計画は来年度が最終年度となっておりますが、引き続き、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の３つの社会づくりに向けて、積極的に取り組んでいきたいと考え

ておりますので、今後とも、委員皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。
本日は、どうかよろしくお願いします。

司会（林業環境政策課　課長補佐）
本日の会議は、委員改選後の最初の会議となりますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。
お手元の資料に付けてございます「高知県環境審議会委員名簿」をご覧ください。名簿の順にご紹介いたします。

四万十川すみずみツーリズム連絡会　会長　アウテンボーガルト　千賀子委員です。
高知大学教育研究部自然科学系理学部門　教授　石川　愼吾委員です。
高知県立大学地域教育研究センター　教授　一色　健司委員です。
物部川２１世紀の森と水の会　代表　岩神　篤彦委員です。
くらしを見つめる会　代表　内田　洋子委員です。
新しく委員になられました高知県連合婦人会 副会長　大﨑　章代　委員です。
高知大学特任教授　岡村　眞委員です。
高知大学教育研究部総合科学系生命環境医学部門 教授　康　峪梅委員です。
高知市　環境部長　黒田　直稔委員です。
高知大学教育研究部自然科学系理学部門　準教授　島内　理恵委員です。少し遅れるとの連絡を頂いております。
高知工業高等専門学校機械工学科　准教授　武内　秀樹委員です。
公益財団法人高知県のいち動物公園協会　園長　多々良　成紀委員です。
香美市教育委員会　教育長　時久　惠子委員です。本日は欠席となっております。
また、高知工業高等専門学校機械工学科　教授　長門　研吉委員も本日は欠席となっております。
新しく委員になられましたNPO法人環境の杜こうち評議員の西村　澄子委員です。
いの町　環境課長　久松　隆雄委員です。本日は欠席となっております。
高知大学教育研究部自然科学系農学部門 教授　藤原　拓委員です。本日は欠席となっております。
高知県自然観察指導員連絡会　副会長 細川　公子委員です。
一般社団法人高知県猟友会 副会長　松田　武章委員です。
公益社団法人高知県薬剤師会　常務理事　矢野　光委員です。
こうち生活協同組合中央支所組合員理事　山中　美詠委員です。
高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門 教授　横川　和博委員です。
高知大学農学部 名誉教授　依光　良三委員です。
以上で、委員２３名の方々のご紹介を終わります。
なお、皆様の委嘱状につきましては、本日お手元に置かせていただいております。今後ともどうかよろしくお願いをいたします。
次に２点、連絡事項がございます。
１点目は県が定めております「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして、本会議は公開で行い、審議内容につきましてもインターネットで公開することとなっておりますのでご了承ください。
２点目は本日の会議資料の確認です。お手元に資料１から７までの資料を置いております。資料がない場合はお知らせをお願いいたします。ございますでしょうか。

それでは次に、会長の選任に移りたいと思います。会議冒頭にもご説明しましたが、本日の審議会は、委員改選後、初めての会議でございますので、会長がまだ選任されておりません。会議次第の４にありますように会長の選任を行いたいと思います。

審議会条例第５条に基づきまして、会長は委員の互選により定めることとなっております。どなたかご推薦をいただけませんでしょうか。

岡村委員

岡村から推薦をさせていただきたいと思います。私からは、石川愼吾委員でございます。石川委員は、植物生態学をベースにして自然環境の保護、および評価について学習経験者として色々な意見をこれまで述べていただいております。並びに県のレッドデータブックの取りまとめなどに関しても大変お世話になっております。私から推薦をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

司会（林業環境政策課　課長補佐）

ただいま、岡村委員のから「石川委員に会長を」というご推薦がございました。他にご意見ありませんでしょうか。

なければ、岡村委員からご提案がありましたとおり、石川委員に会長をお願いしたいと思いますがみなさんよろしいでしょうか。

（拍　　　手）

ありがとうございます。

それでは、石川委員が会長に決定しましたので、審議会条例第６条に基づき、会議の議長は、会長が務めることになっていることから、石川会長は前の席へ移動をお願いいたします。これからの議事は石川会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

石川会長

会長にご選任いただきました石川でございます。

今朝のテレビで高知県の移住促進政策、去年に比べると倍のスピードで移住が進んでいるというようなお話がありました。第二次安倍内閣でも地域創生をうたって、それを大きな政策の柱にしているということもありまして、そういう意味では地方の高知県には少し追い風が吹いているとは思いますが、去年生物多様性こうち戦略を策定した時に、第二の危機として中山間地域、いわいる人間がサステイナブルに使ってきたということがどんどん人がいなくなって少子高齢化で住めなくなって荒廃していくと人間が支えてきた生物多様性がどんどん失われていく、というようなことでありました。

ごく最近、仁淀川町のひょうたん桜で有名な桜という地区に行って地区長さんに話を聞く機会がありました。そうしたら昭和５０年代には２８戸あったのが今は１１戸になってしまっていることや、空き家が増えていることなど、とても寂しそうに話をされていました。高知県の抱える非常に大きな問題のひとつではないでしょうか。これは、そこから人がいなくなると環境問題としてもすごく不都合なことが多くなります。野生の獣害がふえたり、棚田地域では土砂災害が起こったり、生物多様性も当然低下する。なんとからないだろうか、県の方も非常に苦労されていることと思います。現在、桜地区の平均年齢が７９歳、１０年経ったらこの集落も終わりになるかもしれない、そうやって消えていく集落が高

知県にはたくさんあるわけです。

去年、大豊町の怒田というところで高知大学の教員や学生が出入りした場所があるのですが、30 年ぶりに結婚式が行われた。高知大学の学生同士で。学生や若い方が入ると地域の人は活性化するんですね。ですから、若者がこれから地域創生のカギを握るのではないかと思います。大学の宣伝をちょっとさせてもらいますと、来年、地域協働学部が発足することになりました。地域の大学を標榜している高知大学としては地域に貢献できることができればと思っています。昨日学生の募集が終わったのですが、４．９倍あったんですね。最初は本当に受験生が来るのか心配したが、いろいろなところから期待が高いか、リクルートの努力もあったのか。地域と大学が連携をして、大学としてもっと踏み込んだ形で進めていくことができるようになるのではないか、と私も希望を持っています。

少し長くなりましたが、時間がありませんので、具体的な議論に移りたいと思います。

皆様方のご協力をいただきながら、会議を円滑に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に、会議次第４にあります副会長の選出を行います。審議会条例第５条によって副会長も、委員の互選で定めることになっております。

副会長の選出にあたり、副会長をどなたかご推薦いただけませんでしょうか。

もし、ご推薦がないようでしたら、私の方からご提案させていただきたいと思います。

これまでも副会長を務めてこられました、内田委員が適任ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

（拍　　　手）

内田副会長

くらしを見つめる会の内田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最近、四国の中で様々な分野で活動する NPO や企業、ESD 持続可能な教育を展開していきましょう、ということが環境教育促進法の中でもと言われておりますけれども、現在、四国一県一校ずつ ESD の授業を実施しております。その中でとても最近感動したことがありました。

体験を通して、例えば自然を守りましょうとか自然は大切だという風に簡単に自然という言葉を言うんですが、じゃあ自然って何ですか、みたいなことを言われた時に漠としたような返事をしてしまいます。香美市の片地小学校でアサギマダラの生態を通した ESD の授業をやった子供たちは、自然の中身が分かったと言うんですね。アサギマダラの一生を通して、その卵にはどうゆう植物が関係していて、その植物が育つために周辺の環境には何が必要とされているのか、ということも体験を通して十分把握した上で重要なのは、山であり森林であり、そして自然なんだということ。その自然という言葉の中身が分かったということで、物凄く興奮して、言葉を実感しており、こちらも物凄く感動したということがありました。そういった活動と言語を一致させていくというのが行われてべきではないかとつくづく思った次第です。

どうぞよろしくお願いいたします。

石川会長

次に、会議次第の５「会議録署名委員の指名」を行います。

運営規程によりまして、会長が指名することになっていますので、私の方から「アウテンボーガルト千賀子委員」と「黒田委員」にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、会議次第の６「部会の編成」に移りたいと思います。

部会に属する委員につきましては、審議会条例第５条に基づき、会長が指名することになっていますが、事務局の方で、部会の構成案がありましたら、提案してください。

林業環境政策課長

事務局を担当しております、林業環境政策課長の上岡と申します。

それでは、今部会の構成案をお手元の方にお配りさせていただきますので、ご覧ください。

ただ今お配りしました、高知県環境審議会委員名簿（案）について、ご説明いたします。

名簿の左側から各委員のご氏名、役職等を記載しており、その右側には各委員にお願いします「総合部会」「水環境部会」など、合わせて５つの部会名を示しております。各部会の欄を縦方向に見ていただきまして、しるしを付けてあります各部会へ各委員の皆様に入っていただきたいと考えております。

それぞれの部会の部会長は二重丸、副部会長は丸、委員は三角で、記載しております。

こちらを事務局案として提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

石川会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました委員名簿の案により、指名を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、この委員名簿のとおり、部会の委員を指名させていただきます。

それぞれの部会での審議など、お願いすることもあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、会議次第の７　「報告事項」に移りたいと思います。

部会報告等につきまして、①水環境部会及び②自然環境部会について各部会からの報告をいただきます。

それでは、まず「① 水環境部会」について、岡村水環部会副部会長から報告をお願いいたします。

岡村委員

（水環境部会の審議結果の報告）

石川会長

どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、何かご質問等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。次に、 「②　自然環境部会」については、私の方から説明します。

（自然環境部会の審議報告を説明）

今の説明について、何かご質問等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。以上で、部会報告を終了いたします。

次に、会議次第８「高知県環境基本計画第三次計画の取り組み状況と成果について」にうつります。
まず、始めに事務局からの説明をお願いします。

林業環境政策課長

それでは、説明をさせていただきます。

資料につきましては、表紙右上に「資料６」と記載されました「高知県環境基本計画第三次計画　進捗管理シート　総括表」をご覧ください。

「高知県環境基本計画第三次計画」については、平成23年４月に策定を行い、これまで取り組みを進めてまいりました。

この計画では、進行管理における「計画の点検及び評価結果」は、環境審議会へ報告し、ご意見やご助言を受けながら取り組むこととされておりますことから、少しご説明のお時間が長くなってしまいますが、事業を所管する各課からご説明させていただきます。

昨年、こういった資料で委員の皆さま方に取り組み状況をご説明をいたしました、その際、委員から資料の中身といたしまして計画の目標に対して今どの程度まで進んでいるのか、その辺が分かりにくいというようなご指摘をいただいております。その為、今回の資料につきましては、１，２ページに環境基本計画で定める各分野における達成度の指標及び現状値を記載しており、３ページからは各分野毎の取り組みを、一目で分かるように記載しております。

それでは林業環境政策課の所管しております取り組みについてご説明させていただきます。

（高知県環境基本計画第三次計画の取り組み状況と成果について各課から順に説明）

※林業環境政策課→新エネルギー推進課→環境共生課→環境対策課→木材増産推進課
→木材利用推進課→鳥獣対策課→運輸政策課→環境農業推進課→漁業振興課
→道路課→河川課→生涯学習課

林業振興・環境部副部長

林業振興・環境部副部長の高橋でございます。最後になりますが昨年の審議会で岩神委員の方から県内の河川における魚道の管理についてが、十分な回答ができず今回の審議会で回答とさせていただきました件について私の方から説明します。

昨年度岩神委員の質問ですが、高知県内では二級河川を中心に河川の横断構造物が非常に多く魚道を付けてもほとんど機能していない実態がある。生物が行き来できるよう直せる部分は直すといった対応も必要であり、河川管理者や水利組合などの堰の設置者などが、そのことが心を向けることが非常に大事であるというご指摘であったと思います。

ご指摘の趣旨はもっともであり、県として全く異論はありませんが、対応について補足させていただきたいと思います。

まず河川管理者の立場としては、基本的に水の流れを阻害する横断構造物は極力設置しない方が望ましいが、やむをえず設置する場合には魚道等設置して魚の生息環境の保全に努めています。農業用の集水堰などの工作物の設置の許可をする場合にも同様に魚道の確保への配慮を求めている。

また、水産資源の保護という観点で言えば、水産資源保護法の中で工作物の所有者等は魚の遡上を妨げないように管理しなければならないとされており、魚道の改修等の必要が認められた場合には工作物の管理者が中心となって改善策を講じるようにお願いしている。

また農業用水の集水堰については、基本的に市町村が管理主体であり、その設置、維持管理に努めているところです。直接魚道が壊れてそれを直すとなると費用の面でなかなか難しいことがあるが、例え

ば災害復旧の際に併せて直すといったことを行っています。

また当部としては、ＮＰＯなどの団体が様々な環境保全活動を支援する補助制度がありますが、今年の一例として幡多方面で地域住民が主体となって、ヒノキの間伐材を使って手作りの魚道を設置して効果を実証しており、それに対する支援を行っています。

以上のように魚道の設置管理に関しては、河川管理者、利用するものの立場、水産資源の保護の観点も含めて関係部局が相互の連携を行いながら取り組んでいくことが重要であり、地域の住民の協力を得ながら効果が上がるよう取り組みを行っていきたいと考えている。事務局の方からは以上です。審議の方をよろしくお願いします。

石川会長

最後の副部長の説明について岩神委員、それでよろしいでしょうか

それでは、今のご説明についてのご意見やご質問など、何かありませんでしょうか。

依光委員

１１ページの森林管理について、今回の具体的項目には入ってないですが、基本的な森林管理の問題について。最初に石川会長からの話にもあったように、集落崩壊はたくさん出ているないしは出つつあります。すでに旧物部村市宇や別役などは完全崩壊しており、これからまた続々続く恐れがある。中山間地域対策と合わせて集落崩壊についても考えていかなければならないということを最初に言っておきます。

私たちの代は山を持っていれば分かりますが、次世代は、ほとんど山に入ることもなく、人工林が生長してどこがどこか分からないというところが非常に多くなっています。

そういった中で森林管理、県民参加、荒廃森林の解消といったことをおこなわなければいけない。しかし特に元共有林だった山は一筆が小さく、どこがどこか分からないケースがある。そのために地籍調査を行っているが、どれくらい掌握されてそれがどれくらい基本的な森林管理に機能するのか、把握しているのであれば教えて欲しい。

木材増産推進課課長補佐

所管につきましては、木材増産推進課ではなくて森づくり推進課の所管になるかと思いますので、ちょっと詳細はお答えしにくい場合もございますがお答えします。

まず不在村地主については平成１７年の農林業センサス以降、公表された数字がないので分からないですが、その当時で２３％強、約４人にひとりは不在村ではなかったかという記憶がございます。それ以降１０年も経過しておりますので、更に世代交代、売買などの可能性はあろうかと思います。それにつきまして、森づくり推進課所管の森林整備活動地域交付金という制度事業が国の方で創設されまして、この中で境界での明確化につきましても森林組合等を中心とする事業体を通じて極力広げていくように、境界を明確にするための取り組みを進めていくところでございます。これを以て同じく国の制度ではございますが、森林経営計画の策定等を利用して計画的な森林の施業という形になろうかと思います。

それから、共有林等を含めての地籍調査について、所管が土木部になりますので詳細分かりかねますが、平成２０年の公表が、我々HP 等で確認できる内容では、県下５３旧市町村単位で県下全体で４４％

だったと思います。それ以降もう７年が経過していますので、私が聞いた限りでは県下半分くらいは地籍調査が完了しているのではないかということを確認しております。この地籍調査についても同じく森づくり推進課でございますが、森林情報管理システムにそれぞれの所有界をアップしまして、県の森林簿の中で境界は明確に出来る、地籍調査が完了しているものにつきましては、そのデータは境界を確定出来るようにはしているということです。ただしこれは地図上のものであり、実際山に入ってここが境界とは見えにくいところはあるが、データとしてはこのように整理しております。
以上です。

依光委員

私も地積調査の現場にいってみたところ、赤い杭をうっているが、草が生えてきたら分からなくなる。森林管理の将来を危惧している。山と人との関わりが全くなくなってきている現状ですので、次世代さらに次の世代はもっと知らない。ただどっかにうちの山があるよ、ということぐらいになっていって森林管理について本当に無政府状態になりかねない、そういう意味で行政として森の工場とか集約化しながら、また地籍調査を活用された形で林政がタイアップしながら森林整備を進めていくようなことができないかと思っています。

林業振興・環境部長

依光委員からのご指摘の件は、我々も常々気にかかっていることですし、林野庁としても先程木材増産推進課も申しましたように森林整備地域活動交付金ということで非常に有利な、ほぼ調査費用全額みるという形の事業を起こし、多額の資金を付けて森林境界がロスしないように進めていますが、補助事業と関連する形でこの調査が終わった後に間伐を行うことなど、事業地を確保する前段で実施する活用の仕方をしています。当初はかなりな勢いで、これはいい事業だということで進みましたが事業を行う担い手のキャパを越える時期になっておりますので、もうちょっとやれないというふうなことで課題が生じております。国土調査のデータにつきましても委員がご心配されていますように経年変化とともにせっかく調査したそのものが分からなくなっていくという事例も私自信も山の中で確認しております。ですから、現在県全体の中山間の大きな問題として林業だけではなくてそこに人がいなくなることによって起こる課題のひとつとして捉えています。ですから、なんとか人口のダムを作ろうということで、例えば集落活動センターを作ってみたり、あるいは林業を活性化することによって山に人を残しておこうというような総合的な取り組みを通じて少しでも分かっているうちに何とかしていこう、それが森の工場であったりというふうなところから手をつけて、それが徐々に周りに広がっていく、同時に経済的な裏付けをもって、もちろん補助金を前提としてではございますけれども、少しでも大きく広がっていくように取り組みをしていかなければいけない、というふうに思っています。

石川会長

ありがとうございます。
依光先生、よろしいでしょうか。
他にございますでしょうか。

一色委員

進捗管理シートの達成状況の進行度について多少達成度にでこぼこはありますけれども、着実に取り組みが進められているように感じております。

一方にもうひとつは第三次環境基本計画というもの作っていく中で、県で作っているが認知度が非常に低い、これをどう高めていくかがひとつの課題ということで議論に上がっていまして、計画の中に計画の普及啓発ということが重要だということで計画の進行管理の中に入れていただいたという経緯がございます。

実は来年度が最終年度ということになると思いますけれども、個別にどういうふうな形で取り組みが進んだかということに加えて、計画の認知度であるとか理解度であるとか、あるいは積極的に協力するような姿勢がどれぐらい変わってきたのかという総括的な評価というのを計画の最終年度の中で行っていただくようにしていただくといいのではないかと思います。以上です。

林業環境政策課長

今委員の方からご指摘いただきましたように、よく比べられますのは県の進めております産業振興計画、これはだいだいてきに定期的に取り組みの目標、それからどこまで進んでますということを大々的に県民の方に周知しながら進めております。一方で今回の環境基本計画につきましては、そこまで大々的に計画が出来ておりません。２８年度から第四次の計画につきまして今回の第三次の取り組みの状況、反省等も踏まえましてPRも含めましてどういった形でやるかといったことを改めて計画の中に盛り込んで取り組みも進めてまいりたいと考えております。

大林業振興・環境部長

最終年度についてもご指摘の点も踏まえて極力認知するような形で取り組みを進めていきます。

内田副会長

全体を通してですが、アウトプットとアウトカムの書き方がちょっと違うんじゃないかと思っています。アウトプットは実績を書いていく、アウトカムについては、成果ということなんですけれども、凄く書きっぷりに差があって希望的な成果みたいな感じと思ったりもするんですね。実績を通して誰がどう変わっていっただとか、そういうところを書いてもらいたいというところがあります。PRができたとか、～ができたっていうのは、それはこちら側が思うだけのことで、ひょっとしたら向こうはPRされていないと思っているかもしれない、ということがあるのでPRしたことによって誰がどう変わっていったかのようなところを広く集めていく必要があるのではないかと思います。そういう風にしてアウトカムの方をもう一回見直していただけたらいいかなと思います。

石川会長

難しい注文のようですね。

林業振興・環境部長

客観的視線でご理解いただけるように、最終年度の取りまとめでは視点を揃えてお出しするようにし

ます。

西村委員

それに少し関係しているかも分かりませんが、１１ページで質問がございます。２番目の、官民共同による森林整備の「協働の森」はとても注目して見ているんですけども、主な課題のところに社会貢献活動（CSR）方向性が変化していると書いてありまして、アウトカムのところに１４件更新なしとあります。その下には徐々に広がりつつあるという希望的なことが書いてあるんですけれども、実際１４件更新なしで方向性が変化しているということなんですけれども、どういうふうにCSRが変化しているかというところをお聞かせいただきたいと思います。

林業環境政策課長

各企業様の方も、環境に大変関心をお持ちの企業がたくさんおられます。その中で従前は自然にやさしい取り組みをするとか例えばうちの事業で言いますと植林、間伐等に貢献するとことで、環境に対して何らかの働きかけをするということを企業がやっていますよということをPRすることがひとつのメリットという感じで企業様も来られていました。

ここ最近の傾向というかいくつかの協賛の中には単にそういったイメージ戦略だけではなくてその先に実際に企業様が本業で例えば製造業であるとか販売業であるとかされていますが、そういった販売や営業にイメージだけではなくて売上等に実際に実利として結び付くような取り組みを企業様が求めてきたということがあります。

単にイメージだけ先行ではなくて、やはり企業様ですので利益を得るということも必要になってますから､その利益を得る分に何らかの形で繋げる形でCSR活動もしたいというところが出てきております。

ですから、県の方も単純にＨＰで協定の企業様がこういうことをやってますよというだけではなかなか県の取り組みにご協力、協賛金をいただけるというような状況にはなくなってきたのかなという状況がございます。

西村委員

分かりました。１４件更新なしの方、CSRの変化というところもあるかと思いますけれども、まだ呼びかけをしていないところには拡大する希望はあるんでしょうか。

林業環境政策課長

インプットのところに書いてありますけれども、当然県のほうも新たな企業様の開拓についても進めておりますので、例えばその下に協働の森フォーラムとかございますが、こういった県がやっている取り組みを情報発信したり実際に各企業様の方に個別でセールスに回ったりという形で事業の拡大に向けたことを考えております。

西村委員

分かりました。期待しております。

石川会長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

黒田委員

この計画の１１ページから１３ページですが、公共工事等による環境配慮ということで森づくり川づくりということで二つの施策が載っていますけども、まず確認という意味合いになりますが、県の単独事業で一定の予算額で計上されている事業なのかという確認と環境配慮での公共工事ということになりますと厳しい財政状況の中では割と優先順位が低いと判定されがちなんですが、県の事業として政策的な合意形成でどういうところにポイントがあるのかご教示いただければと思います。

また、この環境基本計画について、色んな政策、施策が盛り込まれていますが、石川会長さんからも話がありましたけども国のまち、人、仕事、いわゆる地方創生の交付金に対してそれぞれ県、市町村でアクションプランを作るというふうに聞いていますが、この高知県の環境は強みの部分になってくると思うのですが、そういった強みを生かして地方創生のアクションプランに例えば環境基本計画の中のどういったところを強みとしてピックアップしていく方向性なのか教えていただければありがたいと思います。

木材増産推進課課長補佐

まず、林業部門の方からお答えさせていただきます。公共造林事業を活用しての森林整備というのは、２５年のデータしか手元に持っていませんが６０２８ヘクタールの中で２３２３ヘクタールが公共を活用。逆に県の一般財源を活用したものとしては、緊急間伐総合支援事業というものがございますが、これが１３２２ヘクタール、昨年度で休止にはなっていますが、近年新聞報道等でもさかんに言われております自伐林家ここを対象にした事業が２１５ヘクタール、これが県単事業でございます。それからそれ以外には、うちが所管する公共事業ではなくて、例えば緑資源、美しい森、それから公共あるいは一財おりまぜて治山事業での取り組み等もございますので、そういった状況です。今のご質問でいけば公共造林事業、約３分の１しか活用ができていないという状況でございます。

森林整備につきましては、平成２４年度に国の制度も大幅に様変わりしまして、それまではどちらかといいますと保育間伐を中心で実施しておりますが、資源の成熟度に応じて森林資源を有効に活用していこうということで２４年以降は搬出間伐主体となっておりますので、単純にヘクタール当たりの歩がかりを見ましても保育間伐やったら７人役程度、搬出間伐ですと２４人～２７人役程度かかりますので、３ないし４倍、それを単純に逆算しますと面積的にはどうしても３分の１、４分の１に減ってくる厳しさがあると、同一投下労働数ではそういった状況があるので間伐面積そのものは減少しているという状況でございます。

そういった点でよろしいでしょうか。

道路課課長補佐

具体的に公共事業の中で、自然環境に配慮される、この部分についてどういった予算枠になり予算を制御しているかということなのですが、先程平成６年から工事に配慮を行っていると話をしたんですが、

実は本県からこういった取り組みをしてはどうかということで国の方に政策の提言というか新しい制度の創出を求めてきまして、その当時、こういった整備も環境配慮に大いに必要だということで国の方から補助事業の対象という形で事業を認めていただきまして、現在行っています交付金とか国の制度が変わっているんですけれども、国費を受け入れた工事も対応している状況でございます。実はこれ全ての工事で行っているわけではなくて、先ほどの道路課の説明の前に１５ページの方で文化環境評価システムによる環境配慮ということで、全庁的に公共工事の中でも環境の保全、文化環境的な整備をしていきましょうということで、全庁的な取り組みの中のひとつでございます。それで実は先ほど改良工事を中心にとお話しましたが、やっぱり交通量の少ない山間部の道路になってきますと局部改良とかあまり規模が大きくない工事がございまして、そういったところで物理的になかなかこの工法をとるのは難しくなっています。ですからモデル的には例えば四万十川流域を通過しております補助国道でありますとか、主要な幹線道路の大規模な改良工事とか、こういったところの工事で積極的に採用しています。全ての工事でやっているという状況にはまだなくて、どうしても安定な勾配に切って斜面を整備していこうとすると、ゆるい斜面で切り土が必要となって用地の買収がなかなか拡大すると、当然工事費も増額になってくるということでやはりそれなりに場所を限って、例えば四万十川流域で条例に対応する必要があるとか、県立自然公園で配慮が必要であると、国定公園の近辺で配慮が必要であるといった箇所で優先的に工事を進めている状況です。

河川課課長補佐

続きまして河川のご報告をさせていただきます。ここに挙げてあります交付金事業としてやっているものです。予算の確保というご質問でしたけれども、交付金事業というのも、単年度予算、必ず確保されるというものではなくて、年度年度変動があるものでございます。

それと、環境への予算配慮はなかなか厳しいのではないかというご指摘でしたけれども、ご指摘の通りでして、環境への配慮にあたっては例えば水制工でしたら、護岸の根いれをするよりも水制をした方が、より安く出来るといった、そういう工夫をしながら、現場現場で知恵をだしながら取り組んでいるということが実態です。以上です。

林業振興・環境部長

最後に、地方創生のアクションプランについて、この環境基本計画がどのように盛り込まれるのかという点でございますけれども、昨日産振本部の地域アクションプランの本部会がございまして、会の最後に知事の方から話がありました。これから市町村のアクションプランが策定されていくことになるわけですけれども、地域アクションプラン、あるいは産振の計画そのものが国に先駆けて地方創生を意図して作られているものであり、こういうものを国に政策提言をしてきたわけであるから、その方向性が違うということは言えないだろう、ということで例えば環境基本計画の中で言えば生物多様性であるとか、恵まれた自然エネルギーに関すること、あるいは環境農業であるとか、そういったことを盛り込んだ地域アクションプランと重なるものになるだろうというふうに我々も考えております。

石川会長

ありがとうございます。これから、地域主導の、地域のための可能性を追求する戦略が必要になって

くるということで、それが今後の課題ということです。
まだ色々ご質問あるかもしれませんけれども、ちょっと時間が押しましたので次に進みたいと思います。
続いて、会議次第の９によりまして、部会へ付託しようとする諮問事項の審議にうつります。
諮問事項について、執行部から審議会への諮問をお願いいたします。

林業振興・環境部長
諮問件数は全部で６件あります。続けて諮問いたします。
（環境審議会へ６件の諮問）

石川会長
それでは、ただいま知事から諮問を受けました案件について順次審議を行います。
まず、諮問事項（１）環境基本計画第四次計画の策定について、執行部から趣旨説明お願いします。

林業環境政策課長
（趣旨説明）

石川会長
それでは、今のご説明についてのご意見やご質問など、何かありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは、本案件を総合部会に託すということでよろしいでしょうか。
ご異議がないようですので、本案件は総合部会に付託いたします。
続いて、高知県廃棄物処理計画（平成２８年度～平成３２年度）の策定について、執行部から趣旨説明お願いします。

環境対策課長
（趣旨説明）

石川会長
ありがとうございました。
それでは、今のご説明についてのご意見やご質問など、何かありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。それでは、本案件は生活環境部会に付託するということでよろしいですね。
続いて、第１１次鳥獣保護事業計画の変更について、第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の策定について、第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の策定について、姫島鳥獣保護区特別保護地区の指定について一括して執行部から趣旨説明お願いします。

鳥獣対策課長
（趣旨説明）

石川会長

ありがとうございました。

ただ今のご説明についてのご意見やご質問など、何かありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、本案件は自然環境部会に付託するということでよろしいですか。

ご異議がないようですので、本案件は自然環境部会に付託いたします。

なお、各部会に付託した案件につきましては「高知県環境審議会運営規程」第６条の３の規程により、「部会の決議は会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる」こととなっておりますので、そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

ご異議ないようですので、部会に付託した案件につきましては、部会の決議後、会長の同意を得たうえで審議会の決議といたします。

それでは最後に、会議次第の１０「その他」に進みたいと思います。

事務局から何か連絡事項はありますでしょうか。

林業環境政策課　課長補佐

事務局から２点ご連絡させていただきます。

１点目ですが、お渡ししている封筒の中に報償及び旅費に関する確認の文書を同封しております。恐れいりますが記載の上同封の返信用封筒により事務局までお送りくださるようお願いします。

また、高速自動車道をご利用になられた場合も、その領収書を一緒に同封してください。

次に２点目ですが、引き続きこの会場で自然環境部会及び温泉部会をそれぞれ開催しますので、ご出席をよろしくお願いいたします。

連絡事項は以上です。

石川会長

どうもありがとうございました。

これで、平成２６年度高知県環境審議会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でございました。